

### 日本海員組合創立經過日誌

曩に對獨平和條約第十三編、第三百八十七條以下勞働規約の制定せらるゝありて各締盟國は多數の人民に對する不正、困苦及び窮乏を伴ふ現今の勞働狀態は大なる社會的不安を醸生し世界の平和協調を危殆ならしむるものなりとの理由に依り勞働時間制は勿論、勞働調節、失業防止、勞務疾病に對する保障利益擁護、結社自由の原則承認等總て正義人道を旨とする改善事業に一致協力すべきことを決し一千九百十九年其の第一回勞働總會を米國華盛頓に開かれたり而して是等規定の外海員に適用すべきものは昨年六月十五日を以て伊太利ゼノアに第二回國際勞働總會に於て審議採擇せられたり輓近世界の勢趨が社會的平等公正の觀念より確然多數者の利益擁護を本位と爲しつゝある際我邦に於ける一般勞働法規の不完全にして勞働者自體の覺醒尙は甚だ幼稚の狀態にあるは浩嘆に堪へざる所なり殊に我海員は其の數三十二萬を超え操縱船舶三百八十萬噸を算し即ち世界第三位の大海運國として國運の隆昌に直接の關係を有するものなれば其の地位職責の重視せらるべきは當然のことなるに今日迄之れが從業者の生活を保障し改善せしむべき機關すら一も完全なるを見ず斯くの如くにして眞に海國日本の素質を充實し國力の増進を期圖することは殆んど不可能事と謂ふべく況んや國際的に日本海員の地位を認識せしむるが如きは實に至難と謂はざるべからず爰に於てか我等同志は今大驟然起つて是等の缺陷を補足すべく小異を捨て